

青森県報

第二千四百五十三号

平成十七年
三月十六日
(水曜日)

目次

告 示

軽油引取税に係る特約業者の指定の取消し	(税 務 課) … 一
救急診療所の廃止	(医 療 薬 務 課) … 二
基本測量の終了	(監 理 課) … 二
道路の区域の変更	(道 路 課) … 二
道路の供用の開始	(同) … 三

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告	(県 民 生 活 政 策 課) … 四
争議行為の通知の公表	(労 政 ・ 能 力 開 発 課) … 四
土地改良区の定款変更の認可	(農 村 整 備 課) … 四
開発行為に関する工事の完了	(建 築 住 宅 課) … 四
出先機関	
青森県営農大学校の短期研修	(営 農 大 学 校) … 五
選挙管理委員会	
政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部訂正	(事 務 局) … 六
右 同	(同) … 七
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超え	

告 示

る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) …… (同) …… 七

正 誤

平成十五年四月十四日定例出先機関中 …… (農村整備課) …… 八

青森県告示第七十二号

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七百条の六の四第九項の規定により、栃木県知事、東京都知事、京都府知事、和歌山県知事、鳥取県知事及び福岡県知事から次の者につき軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行った旨の通知があったので、青森県県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)第十四条の二第二項後段の規定により告示する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名又は名称	代表者の氏名	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
鈴木輪業株式会社	鈴木 史郎	栃木県下都賀郡壬生町安塚一九三五	平成二六・二・三
サギノミヤ産機株式会社	西見 雄一郎	東京都中野区若宮二の四二二	一六・一・三〇
林石油株式会社	林 武	東京都中野区弥生町二の五の一六	一六・一〇・三
田中石油株式会社	田中 英夫	京都府亀岡市安町小屋場六八	一七・一・三〇
柳瀬 順子		和歌山県御坊市園字中嶋五八三の一	一六・一・三
有限会社三和石油	網尾 正明	鳥取県鳥取市服部五二二の一	一七・二・八

有限会社福和興産	酒見 明善	福岡県糟屋郡新宮町大字的野字香ノ木七四一の二二	一七・一・三
陶山 隆		福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲五九八の二	一七・一・一

青森県告示第百七十三号

次の医療機関の開設者から救急業務に関し協力する旨の申出の撤回があったことにより、同医療機関は救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなったので、同令第二条第二項の規定により告示する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地
医療法人はちのへ99クリニック	八戸市南類家五丁目一の八

青森県告示第百七十四号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三四〇号	八戸市大字是川字小峠一の二から八戸市大字是川字二ツ屋六の六四まで	前 二〇九・〇〇メートルから 後 二〇二・〇〇メートルまで	一六〇・〇〇メートル		
2	県 道	弘前環状線	弘前市大字中崎字苅田三五八の一から弘前市大字中崎字苅田無番まで	前 二四二・七〇メートルから 後 二四七・五〇メートルまで	八七・八〇メートル		

（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（一等磁気測量）

二 作業期間

平成十六年五月二十一日から同年六月二十三日まで

三 作業地域

上北郡横浜町

青森県告示第百七十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十七年四月十五日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道 三〇号	八戸市大字是川字小峠三の三から 八戸市大字是川二ツ屋六の六四まで	平成一七・三・二六

6	5	4	3
大俵板柳停車場線	岩崎西目屋弘前線		
北津軽郡板柳町大字辻字福田七八の七から 北津軽郡板柳町大字福野田字実田四の三まで	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の二四から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の二四まで	西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館三三の二二から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館三七の一まで	中津軽郡西目屋村大字村市字村元三四の一から 中津軽郡西目屋村大字田代字山科一七二の五九まで
後	後	後	後
前	前	前	前
一九・七・〇〇メートルから 一九・七・〇〇メートルまで	一〇・六・三〇メートルから 一〇・六・三〇メートルまで	三〇・〇・〇〇メートルから 三〇・〇・〇〇メートルまで	一五・七・〇〇メートルから 一五・七・〇〇メートルまで
五五三・〇〇メートル	五五三・〇〇メートル	四九・〇〇メートル	七八・〇〇メートル
後	後	後	後
前	前	前	前
一七・八・〇〇メートルから 一七・八・〇〇メートルまで	二二・二・〇〇メートルから 二二・二・〇〇メートルまで	一四・六・五〇メートルから 一四・六・五〇メートルまで	二〇・八・〇〇メートルから 二〇・八・〇〇メートルまで
三〇・〇・〇〇メートル	三〇・〇・〇〇メートル	四九・〇〇メートル	七八・〇〇メートル
後	後	後	後
前	前	前	前
一七・七・〇〇メートルから 一七・七・〇〇メートルまで	一七・七・〇〇メートルから 一七・七・〇〇メートルまで	一七・七・〇〇メートルから 一七・七・〇〇メートルまで	一七・七・〇〇メートルから 一七・七・〇〇メートルまで
七・八・〇〇メートル	七・八・〇〇メートル	七・八・〇〇メートル	七・八・〇〇メートル

公 告

青森県告示第百七十六号	青森県告示第百七十六号	青森県告示第百七十六号
岩崎西目屋弘前線	岩崎西目屋弘前線	岩崎西目屋弘前線
西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館三三の二二から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字平館三七の一まで	西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の二四から 西津軽郡岩崎村大字岩崎字玉坂二七九の二四まで	西津軽郡板柳町大字辻字福田五九の一から 北津軽郡板柳町大字福野田字実田四の三まで
一七・三・二六	一七・三・二六	一七・三・二六

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年三月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ケアサポートひまわり

三 代表者の氏名

山内 悟

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字外崎一丁目五の二

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及びその周辺市町村の高齢に伴う身体的・精神的事由により支援を必要としている人及びその家族に対して、必要な介護支援に関する事業を行うことによつて、広く地域社会の福祉活動に寄与することを目的とする。

争議行為の通知の公表

青森市妙見三丁目一の一〇に所在する青森県医療労働組合連合会の執行委員長山本公行から労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定に基づき、次のとおり争議行為を行う旨の通知があつたので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第十条の四第四項の規定により公表する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 争議行為の目的

賃金引き上げと増員、労働条件の改善等

二 争議行為をなす日時

平成十七年三月十七日午前零時以降妥結に至るまでの期間

三 争議行為をなす場所

青森保健生活協同組合の全職場又は一部、津軽保健生活協同組合の全職場又は一部、八戸医療生活協同組合の全職場又は一部

四 争議行為の概要

右記の場所で全体的又は部分的に、あるいは断続的に、すべての業務の停止をはじめあらゆる形の争議行為を単独又は併用して行う。

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、長瀬堰土地改良区の定款の変更を平成十七年三月九日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
中津軽郡岩木町大字駒越字村元一三三の三及び一三三の四	弘前市大字大町三丁目二の一 有限会社太陽地所

出 先 機 関

青森県営農大大学校告示第一号

青森県営農大大学校条例（昭和五十四年十二月青森県条例第三十六号）第七条第一項の規定により、次のとおり短期研修（農業機械利用技能者育成研修）を行うので、同条第一項の規定により告示する。

平成十七年三月十六日

青森県営農大大学校長 米 田 豊

研修の種類	指導農業機械士養成研修	農業機械士養成研修	農業機械士養成研修	農業機械士養成研修	農業作業安全研修
期 間	平成十八年一月三十日から二月三日まで	平成十七年七月四日から同月八日まで	平成十七年八月二十二日から同月二十六日まで	平成十七年九月五日から同月九日まで	平成十七年八月十五日から同月十九日まで
受講者の定員	十人	三十四人	三十五人	三十五人	十八人
受講対象者	農業機械士認定者	青森県農業大大学校生	青森県営農大大学校生	農業者及び農業関係者	農業者及び農業関係者
摘 要	指導農業機械士技能検定試験受験資格取得	農業機械士技能検定試験受験資格取得			大型特殊免許（農耕作業用自動車）技能試験

現地農作業安全研修	トラクター基礎研修	けん引技術研修	けん引免許（農耕作業用自動車）技能試験受験
平成十七年七月十一日まで	平成十七年五月十二日から同月二十日まで	平成十七年四月十三日から同月二十六日まで	
十八人	二十四人	十九人	
青森県営農大大学校生	青森県営農大大学校生	青森県営農大大学校生	
受験及び農業機械士養成研修教科の一部			

特別研修	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度実施する。	若干名	各市町村長又は農業関係団体の長と協議の上、その都度決定する。
	平成十七年九月十四日から同月二十一日まで	十六人	農業者及び農業関係者
	平成十七年十一月十六日から同月二十四日まで		

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十五号

平成十五年十月三日青森県選挙管理委員会告示第七十一号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成十七年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

平成十四年分政治団体の収支報告書の要旨その他の政治団体のア統括表青森県産業廃棄物協会青森県地区政治連盟の項中

340,735	343,735

を
に訂正する。

40,000	43,000
300,735	300,735
340,735	343,735

青森県選挙管理委員会告示第十六号

平成十六年十月二十九日青森県選挙管理委員会告示第六十三号(政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨)の一部を次のように訂正する。

平成十七年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

平成十五年分政治団体の収支報告書の要旨のその他の政治団体のア統括表東北政経研究会の項中

9,820,000	9,760,000
97	96
4,380,000	4,440,000
4,380,000	4,440,000
4,380,000	4,440,000
4,380,000	4,440,000
4,380,000	4,440,000
4,060,000	4,060,000
87	87

同要旨のその他の政治団体のア統括表の(ア)寄附の内訳の表東北政経研究会の項中

永澤 稔	60,000	板柳町
磯沼 睦夫	120,000	むつ市

を

永澤 稔	60,000	板柳町
小三田 穂穂	60,000	弘前市
磯沼 睦夫	120,000	むつ市

に訂正する。

青森県選挙管理委員会告示第十七号

平成十七年三月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)を、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第二項において準用する場合を含む。)の規定により次のとおり告示する。

平成十七年三月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 金 澤 五 郎

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、八八六 人
 - 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二六五、七一〇 人
 - 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)については、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
- | | |
|---------|----------|
| 東津軽郡選挙区 | 八、七三九 人 |
| 西津軽郡選挙区 | 一八、一一六 人 |
| 南津軽郡選挙区 | 二六、一一四 人 |
| 北津軽郡選挙区 | 一六、九七九 人 |

上北郡選挙区 三一、二〇八
 下北郡選挙区 一〇、四六九
 三戸郡選挙区 二四、五一〇
 青森市選挙区 七九、八〇八
 弘前市選挙区 五二、二四八
 八戸市選挙区 六四、四二二
 黒石市選挙区 一〇、六〇五
 五所川原市選挙区 一三、三六五
 十和田市選挙区 一六、八四三
 三沢市選挙区 一、三〇四
 むつ市選挙区 一三、三六〇

正 誤

平成一五、四一四 第二一六〇号		発行年月日 発行番号
出先 機関		区分
三		ページ
上		段
表		行
水	田	誤
木	沼	
緊急生産調整推進排水対策特別事業	ため池等整備事業	
一五、二一四	平成一四、三・一〇	
沖浦第2	田	正
一般農道整備事業	沼	
緊急生産調整推進排水対策特別事業	ため池等整備事業	
一四、三・一一	平成一四、三・一〇	
水	田	
木	沼	
緊急生産調整推進排水対策特別事業	ため池等整備事業	
一五、二一四	平成一四、三・一〇	

農 村 整 備 課

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第一問屋町三丁目番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円一銭